

第 1 5 9 4 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和 2 年 7 月 21 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 6 時 1 5 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

第7号 教育職員の任免発令式の一部改正について (学校企画課)

第8号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正について (学校企画課)

第9号 島根県立高等学校通信教育規程の一部改正について (学校企画課)

_____ 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第20号 令和2年度6月補正予算(追加上程分)の概要について (総務課)

第21号 新型コロナウイルス感染症への対応について (総務課)

第22号 令和2年7月豪雨に係る被害状況と対応について (総務課)

第23号 SNSを活用した相談事業について (教育指導課)

第24号 島根県社会教育委員の改選について (社会教育課)

第25号 島根県立図書館協議会委員の異動について (社会教育課)

第26号 令和2年度「日本遺産」の認定について (文化財課)

第27号 文化財(登録有形文化財)の登録について (文化財課)

_____ 以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第10号 令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について
(教育指導課)

_____ 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第2号 教職員の懲戒処分について (総務課)

第3号 教職員の懲戒処分について (総務課)

_____ 以上原案のとおり承認

(協議事項)

第4号 令和3年度全日制県立高校の各圏域における入学定員について
(学校企画課)

_____ 資料により協議

(報告事項)

第28号 公文書部分公開決定にかかる審査請求に対する裁決について
(社会教育課)

_____ 以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員 池田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
佐藤教育監	全議題
福間参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
錦織総務課長	公開議題、議決第2号、議決第3号
森山教育施設課長	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、協議第4号
中西県立学校改革推進室長	公開議題、協議第4号
多々納教育指導課長	公開議題、議決第10号
江角地域教育推進室長	公開議題
塚田子ども安全支援室長	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
小村保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題、報告第28号
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
清山世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
飯塚総務課企画員	全議題

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	3件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	8件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	1件
	承認事項	2件
	協議事項	1件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	池田委員	

議決第7号 教育職員の任免発令式の一部改正について（学校企画課）

○木原学校企画課長 1の1ページを御覧いただきたい。教育職員の任免発令式の一部改正についてお諮りする。今年度から会計年度任用職員制度がスタートして、学校の関係では非常勤講師が対象となって運用してきている。これに関する訓令の改正が必要となったので、この内容について説明する。

1 改正理由であるが、今回の新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等の影響で、長期休業期間や土曜日等に授業を実施されることが見込まれており、これに伴って非常勤講師の担当する授業も増加することになる。このことについて予算的な措置は、6月の補正予算で対応されているが、この発令に関して、任用期間を延長したり、任期における勤務時間の合計時間数を変更したりする必要が生じてくる。当初はこうした発令は見込んでいなかったところがあり、今回発令の様式を定めた規則の改正を行うというものである。

2 改正内容だが、大きく3点ある。（1）が非常勤講師の任期を延長する場合の対応である。任期を延長した上で、更新後の任期における勤務時間の合計時間数を変更する場合に対応できるよう異動種目の「更新」にこの内容を追加する。2つ目が、任期中における勤務時間の合計時間数を変更する場合に対応できるように、異動種目の「変更」にこの内容を新設するものである。3つ目が、市町村立学校と県立学校の任免発令の様式が一部不統一のところがあったので、この点を改正するものである。具体的には、1の2ページ以降に新旧対照表を挙げているので、こちらを御覧いただきたい。下線部分が今回改正する内容である。

3の2ページの下のところであるが、ここでは県立学校の会計年度任用職員について、イが任期を更新した上で、勤務時間の合計時間数を変更するものである。ウが任期を変更せずに、勤務時間の合計時間数を変更する新設の部分である。

1の3ページ、8変更の（1）（2）が、市町村立学校と県立学校の様式が不統一であった部分で、今回、左側のこれまで市町村立学校に適用されていた規定を改正するところである。3ページの下ところが、市町村立学校について、イ 任期を更新した上で、勤務時間を合計し、かつ変更する。ウが任期を更新せずに、勤務時間の合計時間数を変更せずに、勤務時間の変更をするということである。

1の4ページには、異動種目の内容を定めた別表があり、その内容にある合計時間数の変更を新設するものを示したもので、上が県立学校、下が市町村立学校についてのものである。

施行期日は令和2年8月1日にしたいと考えている。これにより今後コロナウイルス感染症対策に必要となる非常勤講師の勤務時間等の変更に対応していきたいと考えている。

———原案のとおり議決

議決第8号 市町村立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正について（学校企画課）

○木原学校企画課長 会計年度任用職員の運用に関し改正内容を説明する。1の改正理由である。市町村立学校の会計年度任用職員、つまり非常勤講師のことであるが、この8月の報酬について、支給日の変更が必要となってきたので、所要の改正を行うものである。

2の改正内容であるが、規則の第7条で定める8月の報酬の支給日を12日にしていたところを15日に変更するというものである。

2ページに新旧対照表を挙げているので、こちらを御覧いただきたい。この第7条で、8月にあつては12日と支給日を設定していたが、システムでの運用上、他の支給と同様に15日の支給で運用するという事になったので、この括弧書きの部分を削除するという事である。

施行期日は、令和2年8月1日を考えている。

———原案のとおり議決

議決第9号 島根県立高等学校通信教育規程の一部改正について（学校企画課）

○中西県立学校改革推進室長 3の1ページを御覧いただきたい。通信制課程後期入学制度の導入スケジュールとして、令和3年度から浜田高校、令和4年度から宍道高校としているが、これについて、3の2ページの別紙1を御覧いただきたい。趣旨は、令和4年度から県立高校の通信制課程において、4月の新規入学に加え、10月に後期入学制度を導入するというものである。新しい学習指導要領の実施に合わせる形で、令和4年度の導入とするが、これに先立ち浜田高校通信制課程で令和3年度から先行的に導入することで、令和4年度の全面実施を円滑なものとしたいと考える。

提案理由は、2（1）にあるように、通信制課程における後期入学については、県立高校魅力化ビジョンの中でその検討について記載されているので、それを推進するというものである。（2）は学びのセーフティーネットの構築とある。具体的にはイメージ図が3の3ページにあるので、御覧いただきたい。イメージ図の上段が現行制度、下段

が後期入学制度の導入後のものとなる。現行においても、10月での転学や編入学制度があるが、特に上段のバツ印が付いている箇所について、学びのセーフティネットを推進するため、制度を改正する。例えば4月に高校進学後、何らかの事情で退学、在籍校がない状態となった後、仮に通信制課程での学びを希望した時、前籍高校での修得単位がない場合には、転学や編入学の対象とならないために、通信制で学ぶためには翌年度の4月入学まで待たなければならない。このことは、中学校卒業後に就職した者が、通信制課程での学びを希望した場合も同様である。そこで新たに10月の後期入学制度を導入することにより、その空白期間発生を回避するというものである。参考までに、転学と編入学の説明については、イメージ図の下に記載してある。

3の1ページにお戻りいただきたい。これに伴い、規程の改正である。2にある改正内容として、現行は、入学の時期を4月とし校長がこれを許可するとなっているが、新たに、校長は特別の必要があり、かつ教育上支障がないときは、学期の区分に従い、入学を許可することができるとするという規定を加える。また、その他関係規定の整備を行なっている。具体は3の4ページ及び3の5ページに新旧対照表があるので、参照いただきたい。3の4ページには、第25条第2項で学期の区分に従い入学を許可する旨が追加をしている。5ページには、その他、関連規定の改定が記載されている。

施行日は令和3年4月1日としたい。今後のスケジュールは、9月の県立高等学校入学定員の発表とともに、通信制後期入学制度について公表する。また10月、令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱の公表に合わせて、各中学校への周知を図る。

○新田教育長 3の3ページのイメージ図の上段と下段で、今回の改正の内容を書いている。10月の欄、上からいって「転学○」、「編入学○」と。その下3項目、少し間において、退学した後、修得単位がない場合の編入は、ここはすべて10月が「×」になっている。この該当者が、10月に入学できるように開設するという改正である。

○浦野委員 10月に入学という形で受け入れた場合、4月に行われるような入学式は行われるか。

○中西県立学校改革推進室長 現在でも例えば編入学等があった場合、各学校において式に相当するようなものを行うなど対応している。具体の詳細は、この制度の導入後、各学校において検討されるものと承知している。

———原案のとおり議決

報告第20号 令和2年度6月補正予算（追加上程分）の概要について（総務課）

○錦織総務課長 前回の6月9日の教育委員会会議後になる6月19日に、令和2年6月定例県議会へ追加で上程し、6月25日議決承認いただいた予算について、概要を説明させていただく。

4の1ページを御覧いただきたい。令和2年度島根県一般会計補正予算である。補正予算額の総額は、6億9,500万円余の増額となっている。

4の2ページを御覧いただきたい。課別事業別一覧については、御覧のとおりである。この追加上程分については、主に国の第2次補正予算案を受けて行うものとなっている。各事業の概要については、4の3ページ以降を御覧いただきたい。

ナンバー1 学習指導員等の追加配置については、感染症対策を実施しつつ、臨時休業による学習の遅れを取り戻すため、退職教員や大学生等、幅広い人材を雇用、追加配置するものである。このうち、学習指導員については、補習等の実施において児童生徒の学習のサポートや個別指導を行う。市町村立学校については、主に授業時間中の個別指導を想定している。県立学校においては、主に放課後の補習や個別指導、提出物の採点等を想定している。また、市町村立学校におけるスクールサポートスタッフ、県立学校における業務アシスタントについては、3密を避けるための環境づくり、例えば定期的な校内会議であるとか、清掃、消毒作業など増加する学級担任等の業務をサポートすることとしている。そのうち、市町村配置の学習指導員については、自治体により新規の指導員を配置したり、あるいは既に配置しておられる指導員の時間数を増やして対応するところなど様々ある。県立学校の業務アシスタントについては現在のところ108人を予定しているが、今25名程度を確保し学校に配置している。

4の4ページ、ナンバー2になるが、学校教育活動の支援、これについては、感染症対策に対応した学校教育活動を進めるため、県立学校に必要な備品を整備するものであり、現在、予定として各学校からは、保健室などに設置する空気清浄機や密を避けるために体育館をはじめとする広いスペースで授業を行う際に使用する大型液晶プロジェクターあるいは食品加工実習室に設置するスポットクーラーなどの設置を各学校で予定しているところである。

ナンバー3 県立学校健康管理推進費である。これについては、夏季休業の短縮等による授業実施に伴い県立学校における健康管理を適切に行うため、エアコンの電気代を増額するものである。4の5ページの参考資料を御覧いただきたい。県立学校毎に夏季休業の

状況として1学期の終業式及び2学期の始業式について、当初予定と変更後を一覧にしている。4の6ページが特別支援学校となっている。各学校ともやはり短いところでも1週間以上、長いところで見ると3週間近くにわたる夏季休業の短縮となっている。それを受けて、通常の授業等をやっていくということになる。電気料金を公費で負担している普通教室以外にPTA会費等で賄っている特別教室が、各学校にそれぞれ複数室ある。今年は夏休みに通常授業を行うということもあり、休み期間中の特別教室でのエアコン使用が想定されることから、これらに係る電気料金を今年度に限り負担するという事になった。

ナンバー4 児童福祉施設等の感染症対策事業（うち幼稚園等）である。これは専決補正で以前でもあったが、国公立幼稚園、幼稚園型認定こども園における感染症対策の強化を図るため、まずは消毒液等の購入、あるいはかかり増し経費に助成するものである。現在、国公立幼稚園65か所が対象となっている。

○真田委員 特別教室等を活用した授業の実施に必要な備品等の購入やエアコンの電気代を負担など今年度限りということではあるが、いい配慮をしていただいたと思う。

学習指導員の配置について、市町村の場合には1日5時間相当、県立学校の場合は2時間になっているが、この差というのはどういうところから出てくるのか。

○木原学校企画課長 市町村立学校だと学習の遅れや個別の支援などが必要な児童生徒に対し手厚く対応ができるということで、1日5時間授業の中で入って、生徒指導されている。傍でのサポートや学習の遅れへの対応など多様な状況が見込まれるので、こういった5時間というところを算定している。県立学校は主に放課後等での補習や進学のための指導というところを想定しているため、2時間という時間を算定している。

○池田委員 先ほど業務アシスタントについては108人中25名程度確保と報告があったが、そのほかの人数に対しては、どうか。また、とても短い間に緊急的に募集を行ったと思うが、各圏域の教育事務所などがやられて、期待される人が、集まったのかということが聞きたい。

○木原学校企画課長 人数的なところであるが、資料に挙げている人数は、学習指導員が1日5時間100人とあるが、1人の方が5時間やる人数を100人と算定している。実際には、1日5時間ではなく、短い時間でということで、人数が100人ぴったりならないということもでてくるわけだが、予算の要求の段階で、学習指導員について、こちらで集計した人数は、県内の市町村を合計すると、人数的には147人が確保されている。これが先ほどの1日の時間の上限があるので、人数的には若干上回っている。スクールサポートスタ

ップについては、150人と挙がっているが、こちらも98人と集計している。いずれの場合もそうだが、新たに地域の方などを市町村教育委員会で任用されている。新たな方をということもあるし、これまで学校にいらっしゃる方に時間を加える形で任用をしているというところもある。市町村でそれぞれの学校の実態等に応じて、こういった話を、深めていただいているというところである。県立学校の学習指導員はまだ学校の方で対応などを検討しているので、はっきりとした集計の数字は出ていないが、2学期に向けて各学校で指導員など検討いただくということになっている。

○浦野委員 先程おっしゃっていた147名というのは、現在されている方も含めてなのか、それとも新規で確保されている人数か。

○木原学校企画課長 今の147名は、新規の方と、これまでもやっていらっしゃる方を合わせた数字である。新規で任用されている方は58名である。

○新田教育長 先ほど真田委員から電気代のお話を言われたが、夏季休業中に使うということもあるし、コロナ対策ということで、冷房を使いながら、定期的に換気をするということもガイドラインで私どもが示しているので、そういった意味では設定の温度をやや下げてでもしっかりと換気をしてもらうため、電気代の措置をした。こういった点も各学校に周知していきたい。

———原案のとおり承認

報告第21号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○錦織総務課長 新型コロナウイルス感染症対応について冊子を御確認いただきたい。

新型コロナウイルス感染症については、昨年度からの世界的な流行の中、国内を始め、島根県でも様々な対応をしてきたところである。教育委員会会議においても、その都度対応状況を報告してきたが、このたび、教育委員会における今までの対応と今後の方針について、アーカイブを冊子のような形で取りまとめさせていただいた。

概要だけ説明させていただく。大きく柱としては、4つの柱になっているが、まず1番目が学校における対応、2番目が社会教育施設等における対応、3番目が県教育委員会の行事・イベントの状況、4番目が国、県、県教育委員会の対応状況についてまとめている。

1つ目の学校における対応であるが、1ページからこの度の一連の臨時休業について、

その時点、時点の考え方と対応状況をまとめている。7ページからは、学校の再開に向けた各県立学校の状況、あるいは市町村の臨時休業の情報などを表にまとめている。11ページからが学校におけるこれまでの主な対応状況と今後の方針として、感染症対策であるとか、臨時休業、学習支援活動、生徒の心のケアなど10の項目についてこれまでの主な対応状況と関連する予算措置状況そして今後の対応についてまとめている。例示としては、今後の臨時休業について14ページに現時点での考え方をまとめている。15ページ以降については、県の方針のベースとなる国のマニュアルについて、数ページにわたって記載している。16ページは教室の身体的距離の確保、17ページは臨時休業の考え方、その他19ページ以降には、学習支援として、休業中の支援あるいは取組、学校再開後の取組、学校の遅れへの対応等についてそれらに係る各種予算措置であるとかICT環境の整備等について記載している。21ページがICT環境の整備、25ページが行事、27ページが部活動である。部活動の代替大会の状況が中程のところから書いている。29ページは、心のケア、30ページが学校給食、31ページが寄宿舍、32ページが出欠の取扱、34ページが大きな2番となる社会教育施設における対応ということで、県教育委員会が所管する6つの施設の状況について記載している。

そして大きな3番の35ページであるが、県教育委員会の行事・イベントの状況ということで、中止、延期となったものを示している。

36ページから、大きな4番、国、県、県教育委員会の対応状況ということで、2月26日以降のそれぞれの対応について、時系列的に記載している。

42ページ以降の参考資料、これは県教育委員会会議の開催状況を提示している。

46ページからは参考資料2ということで、国あるいは県から出された通知を一覧として掲げている。「※」については、改定がその後あったということで、その時点のものは廃止になっていると御覧いただきたい。52ページ以降に、ゴシック体になっている通知があるが、現在これらを基に学校運営を行っている。

54ページ以降が予算措置の状況で、先ほども6月補正予算の追加上程をしたが、これまで専決等で報告している予算上程である。例えば戻っていただいて、31ページを御覧いただきたい。寄宿舍であるが、予算措置などは、54ページの専決予算のナンバー②に掲げている県立学校の寄宿舍の環境整備の予算でこの事業をしているというような見方で見ていただければと思う。8月以降の部活動の取り扱いについては別途通知するところであり、その内容等については、この資料にまた加筆修正の上、更新する予定として

いる。

新型コロナウイルスについては、現在でも、先日、2か月ぶりくらいに感染が判明したところで、今後も臨機応変に対応していかなければならないと認識している。今回のこういう形で整理した記録を今後の対応の参考にしながら、活用していきたいと考えている。

○新田教育長 新型コロナウイルス感染症へのこれまでの県教育委員会としての対応を軸に資料をとりまとめたところである。少し補足をすると、1ページ、特に臨時休業の取扱については、学校だけではなくて、家庭、保護者の皆さん、地域の皆様にも大きな負担がかかるといった判断であったと改めて感じている。そこに書いているように、これまで、県内での感染の確認から一連の動きとしては、総じていうと、地域における感染拡大を抑えることに重点を置いて臨時休業等ある意味早めに判断して打ってきた。そういった総括ができるのではないと考えている。既に国の管理運営マニュアルなりガイドライン、そしてそれに移行した県のガイドラインでも既に書いている。新型コロナウイルス感染症の長期的な対応が、見込まれる中、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障するため学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続する。言い換えると、最大限の感染症対策を打つと同時に、子どもたちの学ぶ権利、学ぶ環境の保障の両立を図っていく。実際に打っていく手立てとしては、こういったものの両立を非常に意識した判断をしていく。そのことは、言い換えれば、長期的な対応、新型コロナウイルスに今後も、相当の期間向かい合っていかなければならないという意識がその背景にあると私ども考えているところである。

○真田委員 これがきちっとまとめられたということは、今後、また2派、3派、コロナウイルス感染が予測される中で、対応としては、これを見ながらまたできるということで、いい具合にまとめてあると思う。最後に検証というか、分散登校はどうだったのか、また臨時休校は県としてどうだったのか、行事やイベントの中止について、県のガイドライン、国だったら衛生管理マニュアル等がどうだったのか、最後のところで検証が加わると、もっといいのではないかとの感想を持った。もう1つ付け加えれば、市町村との連携はどうだったのか。そのあたりも検証していただけると、もっと活かされる内容になるのではないか。きちっと1つのものにまとめてあるというのが、今後参考にすると、役に立つのではないと思う。

○新田教育長 非常に重要な点を御指摘いただいたと思う。総論でいうと、先ほど私が

申し上げた、これまでとこれからというところが1つ検証を踏まえて今後の軸足としてこういう形で進めるべきであろうということが言えると思うが、おっしゃるとおり、それぞれ手だてを打ったり、施策を打ったりしているので、そういったことの効果がどうであったか、課題をどこに見つけるか、そういったことも含め、市町村からもさらに連携ができたのではないかという意見も私どもは直接聞いている。ある意味、まだここに書ききれてない部分があると我々も感じており、例示としては、直近のところでは、5ページの1番下のところに書いてある。現時点において8月以降の部活動の取り扱い、これはもう既に、8月以降の動きについて7月中に改めて連絡するとしているが、そういった内容をまた活かしていく。先ほど真田委員からのお話があったような点もできる限り反映したい。その都度、この冊子を更新するというのは、別として、そういった形で今まだ、まとめながら次に向かって走っているような状況である。振り返る、検証するという視点をしっかりと持ちながら、進めていきたい。

———原案のとおり承認

報告第22号 令和2年7月豪雨に係る被害状況と対応について（総務課）

○錦織総務課長 7月13日から県内の大雨による被害についてである。

1つ目が臨時休校等の状況についてである。（1）が臨時休校、（2）が始業時間を遅らせた学校、（3）が終業時間を早めた学校ということで、それぞれ記載しているので、御確認いただきたい。

2学校施設等被害の状況であるが、市町村立学校においては、大田市立高山小学校、県立施設については、県立少年自然の家、文化財関係については、1市1町の3つの史跡、名勝で被害報告が挙がってきている。

3対応状況であるが、これは全国的なものを含めてのことであるが、令和2年7月豪雨における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保についてということで国から通知がでており以下のとおり対応している。（1）公立学校への転入相談、（2）被災した児童生徒へのカウンセリング、（3）授業料の減免、（4）特別支援学校の就学奨励費ということで支援等をするが、実施状況、あるいは受付状況について、現時点においては、それぞれの項目について支援、相談はない状況である。

○林委員 今回の豪雨、特に新聞の報道では、江津市、川本町、美郷町でかなり被害が大

きく、住宅の被害も多かったが、幹線道路が通行止めになっている箇所が今もある。島根中央高校、江津高校、江津工業高校で、通学に支障のある生徒の状況はいかがか。

○多々納教育指導課長 江津地域、あるいは川本町等々の学校の状況について、調査したので報告する。

県立高校については、江津高校、江津工業高校、島根中央高校、矢上高校の4校について調べた。当日とか翌日とか、なかなか動けない子がいたということは当然あるものの、現段階では全員通学できる状況にあるということである。特に島根中央高校では寸断された場所や公共交通機関が使えないところをスクールバスで代行するなどの対応をされて、今は全員通学できる状況である。

市町村については、江津市、川本町、美郷町と聞かせていただいた。江津市教育委員会の方では2日間、臨時休校があったものの、現在は、全員が通学できる状況になっている。それから川本町は2名ほど床上浸水があって、心配してはいるものの、通学はしているということである。美郷町においては、スクールバスが難しいところが1日だけあった。通れないということだが、公共交通機関であるバスが運行できないところは、そこまで保護者がうまく送迎をやりくりするなどして、今通学できるようにはなっている。保護者の御協力を得ながらということであるが、通学できる状況にはなっているという報告を受けた。

———原案のとおり承認

報告第23号 SNSを活用した相談事業について（教育指導課）

○塚田子ども安全支援室長 7の1ページを御覧いただきたい。SNSを活用した相談事業である。子どもたちに対する相談体制をより手厚くするという観点から、従来の電話相談、公立学校全てに配置しているスクールカウンセラーに加えて、子どもたち、若者に馴染みのある「LINE（ライン）」を使った相談窓口を開設している。この事業の目的は、生徒が抱える様々な悩みをSNSを使って気軽に相談する、ハードルを下げ、窓口を広げるという意味合いである。問題が深刻化する前の悩みの解消の一助として、また深刻な悩みについては、電話相談や教育相談など次の段階に支援を繋げ、重大な事案の未然防止とするための相談体制を構築することを目的としている。

相談期間が7月5日に始まって15日ぐらい経っている。10月10日まで、時間は午後5時から午後9時としている。対象者は、島根県内にある公立学校及び私立学校の中学部、中学生あるいは高等部、高等学校の生徒を対象としている。対象者には、次の7の3ページにあるチラシやカードを配布して周知をしている。相談を希望する生徒は、配布されたチラシやカードのQRコードを読み取り友達登録を行った上で、LINE上で専門の相談員が生徒の相談に対応するというやり方となっている。その他、生命の危険が予想されるケースを含む「緊急性のある相談」については、県教育委員会が事業者と連携して対応する。また電話相談については、SNS相談事業の期間中も、引き続き実施している。

○出雲委員 これまでにも相談窓口というのがあって、そういう相談件数もあったという話も伺っている。今回もまた電話相談に合わせてLINEと、それから相談の対象を、中学生、それから私立の中・高生に広げられた事は、すごくいい事だと思っている。中学生の時期は、ちょっと不安定というのもよく聞いている。期間も伸ばしていただき、非常にいいと思っている。先ほどのコロナウイルス感染症の対応のところでも心のケアというところがあったが、新学期であったり新学年で切り替わりの時期に、コロナウイルスということもあり、なかなか学校に行けないというようなお話を2、3耳にしたこともある。それも含めて、SNSを活用した相談事業をしっかりと取り組んでいただけたらと思っている。

○塚田子ども安全支援室長 御指摘のとおりであり、相談件数も、実は中学校と高校と半々、同じような割合で相談が入っている。ざっくりとカテゴリーで相談の中身も捉えることができるが、一番多かった相談の内容としては、友人関係が一番、中学校も高校も多かった。

○林委員 今相談が始まって2週間ちょっと経つわけだが、何件ぐらい相談があったか。

○塚田子ども安全支援室長 現在77件で、一日当たり、5件くらい相談が入ってくる。

○林委員 昨年もLINEの相談窓口をされて、そういったタイムラグという話はあったが、やはりそれでも従来の電話相談に比べて相談件数が増えているのは、間違いないし、こうやって、1学期から2学期までと、期間も伸ばされて、対象の生徒も広げられたということで、生徒にとっては心の不安であるとか、ストレスの解消のやはり大きな窓口の1つになるかと思っているので、非常に期待をしている。

———原案のとおり承認

報告第24号 島根県社会教育委員の改選について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 附属機関の委員の任免及び委嘱又は退職は、教育長に対する事務委任に関する規則第4条において、教育長が専決し、教育委員会の会議において報告することと指定されている。この規定に基づき委員の委嘱を行ったので、その報告を行う。

資料8の1ページを御覧いただきたい。社会教育に関する事項について議論いただく県の社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法及び島根県社会教育委員に関する条例に基づき、新たに2年を任期とする委員の委嘱を行った。条例の規定では、定数は20人以内、任期は2年となっているほか、学校教育、社会教育、家庭教育、学識経験という4つの区分から委嘱することとなっており、この4区分ごとに各3名の委嘱を行った。

8の2ページを御覧いただきたい。今回の改選で、家庭教育実践者の区分の景山良一さん、山崎瑞穂さんが新任となっている。飯南町赤名公民館主事の景山さんは、平成28年度から昨年度まで「結集！しまねの子育てプロジェクト」の推進委員を務められ、また親学ファシリテーターとしても活躍いただいている。フリーアナウンサーの山崎さんは元公民館職員で、県社会教育センターの研修等にも積極的に参画され、現在親学ファシリテーターとしても活躍いただいている。他の委員の方は、推薦をお願いしている団体内部に異動がなかったこと、または社会教育に関する見識とこれまでの経験が豊富なことから、再任をお願いしている。

———原案のとおり承認

報告第25号 島根県立図書館協議会委員の異動について（社会教育課）

○畑山社会教育課長 9の1ページを御覧いただきたい。島根県立図書館長の諮問に応じるとともに、図書館サービスについての意見を述べていただく島根県立図書館協議会委員のうち、この度4名の異動があった。

9の2ページを御覧いただきたい。学校教育関係者の区分の中から、原久美子さん、柿本章さん。学識経験者の区分の木内公一郎さん、宇山廣繁さんを新たに委嘱させていただいた。原さん、柿本さん、木内さんは委員を推薦いただいている団体内部の異動によるもの、また宇山さんは個別にお願いしていた川本町の教育長の異動に伴うものである。任期は前任者の残任期間となっており、令和3年6月18日までである。

———原案のとおり承認

報告第26号 令和2年度「日本遺産」の認定について（文化財課）

○萩文化財課課長 令和2年度日本遺産認定については、益田市の「中世日本の傑作 益田を味わう～地方の時代に輝き再び～」と、大田市の「石見の火山が伝える悠久の歴史～“縄文の森” “銀（しろがね）の山”と出逢える旅へ～」の2件が認定されたところである。これにより、県内の日本遺産は7件、全国では104件となる。今年度の認定で、枠内最後を御覧いただくと、文化庁が目指していた令和2年度までに、日本遺産を100件程度認定する目標に到達した。文化庁では今後、認定した日本遺産の活性化策などを検討していくと伺っているところである。

ページ中ほどの日本遺産の概要を御覧いただきたい。益田市の「中世日本の傑作」については、2)のとおり、中世領主、益田氏が発展させた独自の文化に焦点を当て、中世の益田の姿を物語るものである。文化庁では、中世の姿が残り、ストーリーが中世地方都市の空間的側面や文化、経済などに注目している点やまちづくりの方向性と事業計画が結びついている点などを評価しているところである。

10の2ページ、(2)「石見の火山が伝える悠久の歴史」については、2)のとおり、2つの火山の噴火活動で得られた地下資源や石見銀山、三瓶小豆原埋没林など太古から、火山とともに歩んできた大田の軌跡を描くものである。文化庁では、火山を軸に自然、文化、食などインバウンドに対して、訴求力のある内容を組み入れている点や、三瓶小豆沢埋没林の圧倒的な迫力等を評価している。

最後に参考として、認定済みの県内の日本遺産を載せている。本年度の認定で島根県では計7件となるが、これは全国では兵庫県の9件、大阪府の8件に次ぐ全国で3番目の認定数である。また7件のうち5件を石見地域が占めており、石見の多様な歴史文化が、文化庁に評価されたものを考えている。

○浦野委員 今の状況では難しいかもしれないが、いずれキャンペーンなどの予定はあるか。

○萩文化財課課長 日本遺産については、6月1日からリフレッシュオープンをした古代出雲歴史博物館の交流室に日本遺産コーナーを設け、県内の日本遺産をすべて紹介する企画を開催しており、そこで御覧いただいた方に県内をめぐっていただくということでやっている。また、観光部局と連携して、ホームページ等で情報を載せているところである。この状況の中で、大々的にPRすることは控えているが、今後、コロナウイル

スの終息の状況により集客の方の活動が戻ってくれば合わせてやっていきたいと考えている。

———原案のとおり承認

報告第27号 文化財（登録有形文化財）の登録について（文化財課）

○萩文化財課長 11の1ページを御覧いただきたい。江津市にある藤代酒店の建物4件と、旧都野津町役場1件を建造物の登録有形文化財として登録する旨の答申があった。概要については、1を御覧いただきたい。

（1）藤代酒店については、店舗兼主屋、客殿、土蔵、旧酒蔵の4件が登録となる。昭和初期に建てられた客殿を除く3件は明治後期のものである。明治後期から続く酒造業の建物配置や漆喰のレリーフである瓢箪鋺絵などがよく残っており、かつて商業が栄えた都野津地区の町屋の特色を示す建物として評価をされている。

（2）旧都野津町役場（佐々木準三郎記念館）については、昭和12年に都野津町役場として建てられた木造2階建て、瓦葺の建物である。外壁には、タイル表面に楯で溝を付けたスクラッチタイルを貼り、鉄筋コンクリート作り風に見せるため壁の表面を突出させ大ぶりの柱の形状を作り出している。昭和初期に流行した洋風建築に瓦屋根をかける日本趣味や、スクラッチタイル、柱形状のつくり出しなどを特徴するライト風の建築様式が地方に伝わった事例として評価をされている。現在この建物は、旧役場建設費に費用の全額を寄付された都野津町出身の実業家 佐々木準三郎氏の記念館となり、地域の高齢者サロンなどとして活用されている。

11の2ページ、（3）であるが、今回の登録により江津市の登録文化財は36件、県内では208件となる。

———原案のとおり承認

新田教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第10号 令和3年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について（教育指導課）

———原案のとおり議決

承認第2号 教職員の懲戒処分について（総務課）

———原案のとおり承認

承認第3号 教職員の懲戒処分について（総務課）

———原案のとおり承認

協議第4号 令和3年度全日制県立高校の各圏域における入学定員について（学校企画課）

———資料により協議

報告第28号 公文書部分公開決定にかかる審査請求に対する裁決について（社会教育課）

———原案のとおり承認

新田教育長 閉会宣言 16時15分